令和四年三月十六日の地震による災害で、次に掲げる市町の区域に係るもの イ　宮城県刈田郡蔵王町及び福島県伊達郡桑折町 ロ　福島県南相馬市及び相馬郡新地町	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置 法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

備考

一　令和四年九月五日及び同月六日の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、令和四年台風第十一号によるものをいう。

二　令和四年五月二十日から六月十一日までの間の豪雨による災害に係る豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。

三　令和四年七月三十日及び同月三十一日の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、令和四年台風第五号によるものをいう。

（都道府県に係る特例）

第二条　前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（関係政令の廃止）

2　令和四年三月十六日の地震による福島県相馬郡新地町の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和四年政令第百八十三号）は、廃止する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　永岡　桂子
農林水産大臣　野村　哲郎
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第五十二号

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十六条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十四条、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第二十条及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第二十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第一条　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「九百七十六円」を「九百七十三円」に改め、同条第二号中「七百二十九円」を「七百二十七円」に改め、同条第三号中「二千円」を「千九百九十三円」に改め、同条第四号中「五十八円」を「五十七円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第二条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令（昭和四十年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「千九百四円」を「千八百九十五円」に改める。

第二条中「千九百四円」を「千八百九十五円」に、「三千七百五十六円」を「三千七百三十九円」に改める。

第三条中「千八百五十二円」を「千八百四十四円」に改める。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第三条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成十七年政令第百四十九号）の一部を次のように改正する。

「二千五百八十九円」を「二千五百五十七円」に改める。

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第四条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成三十一年政令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第一号中「二千百二円」を「二千九十七円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める交付金又は事務費から適用する。

一　第一条の規定による改正後の国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令第一条　令和四年度分として交付する交付金

二　第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条から第三条まで　令和四年度分として交付する事務費

三　第三条の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令　令和四年度分として交付する交付金

四　第四条の規定による改正後の年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令　令和四年度分として交付する交付金

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　岸田　文雄